

6 愛媛海区漁業調整委員会指示第 37 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 4 年 7 月 31 日

愛媛海区漁業調整委員会会長 大 元 勝 美

愛媛県海域においては、「ふぐ浮き流し釣り漁業」は、営んではならない。